

○学区審議会条例

昭和49年6月21日

条例第25号

改正 昭和52年1月5日条例第8号

昭和56年3月30日条例第5号

昭和61年3月15日条例第10号

平成15年3月31日条例第17号

令和元年12月20日条例第12号

(定義)

第1条 白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、白岡市立小・中学校の適切な学区等に係る必要な調査及び審議を行うため、学区審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 行政区長

(3) 市立小・中学校長

(4) 市立小・中学校PTA役員

(5) 学識経験者

(6) 前各号のほか教育委員会が特に必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 役職をもって委嘱された委員が当該役職を失ったときは、同時に委員の職を失う。

(報酬及び費用弁償)

第3条 審議会の委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の定めるところによる。

(会長及び副会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、副会長は会長に事故がある場合にその職務を代理する。

3 会長及び副会長ともに事故がある場合は、委員の互選により会長職務代理者を定める。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(傍聴)

第6条 審議会の会議は、会長の許可を得て傍聴することができる。ただし、決議により秘密会としたときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (昭和52年1月5日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月15日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日条例第17号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月20日条例第12号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。